

# 初山別村地域材利用推進方針

初山別村地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るため、公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向、公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、村が整備する公共建築物における地域材の利用の基準、公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項並びに公共建築物以外での地域材の利用の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

## 第1 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、国の施策によって森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、非木造を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図るものとする。

### （1）村の役割

村は、自ら率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を明らかにし、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用のより効果的な促進に努めるものとする。

また、関係機関と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

### （2）関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

村以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、村が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

### （3）地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用

と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材製造業者、その他の関係者は、村が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地域材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において地域材を利用するに当たっては、村民の安全と安心を確保する観点から森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、乾燥や強度が明示されている J A S 製材の使用に努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### (1) 村が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く村民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（高齢者生活福祉センター、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、村の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、村職員住宅等が含まれる。

#### (2) 村以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く村民に利用され、道民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館等）が含まれる。

### 2 公共建築物における地域材の利用促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

#### (1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の4の積極的に木造

化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

#### (2) 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

#### (3) 森林バイオマスの利用の促進

森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進に努めるものとする。

#### (4) 地域材利用に係る環境等への貢献度についての普及

村は、カーボンフットプリントやライフサイクルアセスメント等（注）を活用し、公共建築物での地域材の利用が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果や利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果の普及に努めるものとする。

（注）「カーボンフットプリント」とは、個人や団体企業などが生活活動していく上で、排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの出所を調べて把握すること。炭素の足跡をいう。

「ライフサイクルアセスメント」とは、製品やサービスに対する環境影響評価の手法をいう。

### 3 道及び村の取組

公共建築物での地域材の利用に当たり、道及び村は連携して以下により推進するものとする。

#### (1) 道の取組

道は、公共建築物での地域材の利用を促進するため、国が実施する施策の効果的な活用と併せ公共建築物を整備する者への支援、設計者や木材加工技術者などの人材育成、耐火部材や木造建築工法等に関する技術開発、公共建築物に利用する地域材の供給体制の整備、木造公共建築物の事例の収集・提供など総合的な施策の推進に努めるものとする。

#### (2) 村の取組

村は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

#### 4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

### 第3 村が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

村立施設の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

#### (1) 木造化の推進

村は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、可能な限り木造化を図るものとし、その場合の基準は別表1による。

なお、建築基準法等における規制等が見直された場合は、この基準における基準値等についても見直すものとする。

#### (2) 木質化の推進

村は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとし、その場合の基準は別表2による。

#### (3) 木質家具等の導入の促進

村が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

#### (4) グリーン購入の推進

村が整備する公共建築物において利用する地域材製品については、北海道が定める（「北海道グリーン購入基本方針（平成13年8月6日施行）」）に基づき毎年定める環境物品等調達方針（以下「環境物品等調達方針」という。）「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たす製品の購入に努めるものとする。

#### (5) 森林バイオマスの利用の推進

村が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森

林バイオマス（注）を燃料とするものの導入を推進するものとする。  
(注)「森林バイオマス」とは、樹木（幹、枝、葉、樹皮及び根）や草本、植物成分から作った燃料をいう。

#### 第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

##### 1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、村は、これらの地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

##### 2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、村は、道や試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

#### 第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

村は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

##### 1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築の普及の促進、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

##### 2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の促進

村は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用

を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木製ガードレールや公園の木柵など地域材製品の利用に努め、建設業者への情報提供等により、土木工事や工作物等での地域材の利用を推進するものとする。

### 3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、本村の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、畜舎やエゾシカ侵入防止柵などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

### 4 森林のバイオマスの利用の促進

村は、公共建築物における森林バイオマスの利用を推進するとともに、村民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

## 第6 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する必要事項

### 1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

## 附 則

この推進方針は、平成24年8月28日から適用する。

別表1

## 村が整備する公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件			
	1,000m <sup>2</sup> 以下	1,000m <sup>2</sup> 超 ～2,000m <sup>2</sup> 以下	2,000m <sup>2</sup> 超 ～3,000m <sup>2</sup> 以下	3,000m <sup>2</sup> 超				
学校	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。※①②					
保健福祉施設 (高齢者生活福祉センター、保育所等)	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。							
医療施設 (病院、診療所等)	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。※①②					
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①					
運動施設 (体育館等)	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。※①②					
社会教育施設 (公民館、図書館、郷土資料館等)	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。※①②					
集会場 (地区会館等)	2階建て以下で客席が200m <sup>2</sup> 未満のものは、木造とする。	2階建て以下で客席が200m <sup>2</sup> 未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①						
村営住宅、教職員住宅等	2階建て以下のものは、木造（2階建てで2階部分が300m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階建てで2階部分が300m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。※①②						
庁舎 研修所	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①						
宿泊施設 (研修宿泊所等)	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。※①②						
倉庫等	2階建て以下のものは、木造（1,500m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。※①②							
その他の施設 (公園施設等)	公衆便所、管理棟、休憩施設、遊具等の公園施設							

- (1) 上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。
- (2) 防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合はこの限りでない。
- (3) 本表の適用に当たっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮しこれらを総合的に判断し適用する。

※① 延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える大規模木造建築物等は、外壁及び軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根は不燃化等の措置を要する。

※② 準耐火建築物は、主要構造部を準耐火構造又はそれと同等の性能を有するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備の設置を要する。

次の全ての条件を満たすこと。  
ただし特殊な用途に用いるもの等でこの条件では入手が困難な場合を除く。

①合法性、持続可能性が証明された木材

②北海道内で生産し加工されたことが証明された木材

③JAS製材

別表2

## 村が整備する公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所
学校	居室（教室、職員室、音楽室、図書室等）、玄関、廊下の壁面及び床
保健福祉施設 (高齢者生活福祉センター、保育所等)	居室（リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面、床
医療施設 (病院、診療所等)	入院施設あり 居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、ロビー、廊下の壁、床
	入院施設なし
運動施設 (体育館等)	床、壁面、各付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面
社会教育施設 (公民館、図書館、郷土資料館等)	居室（各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面
集会場 (地区会館等)	居室（会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面
村営住宅、教職員住宅等	主たる居室、玄関、廊下の壁面、床
庁舎 研修所	居室（事務室、応接室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面
宿泊施設 (研修宿泊所等)	居室（宿泊室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面、床
倉庫等	主たる部位
その他の施設 (公園施設等)	公衆便所、管理棟、休憩施設（東屋等）、遊具等の公園施設

※ 内装木質化については、関係法令等で制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。